

第6部 ミャンマーの外国投資法制

第1章	総論	219
第1節	はじめに	219
第2節	外国投資法制の概観	220
第2章	外資投資に対する規制	220
第1節	国営企業法	221
第2節	営業許可 (Permit to trade)	221
第3節	外国人による不動産関係権利の取得に係る規制	222
第4節	外国人による株式取得に係る規制	223
第3章	外国投資法	223
第1節	外国投資法の意義及び概要	223
第2節	外国投資法における投資制限事業	226
第3節	今後の課題	232
第4章	特別経済地域法	233
第1節	特別経済地域法の変遷	233
第2節	特別経済地域法の概要	234
第5章	まとめ	235

第1章 総論

第1節 はじめに

ミャンマーにおける外国投資法制の最大の特徴は、外国投資に対する参入障壁が法律上明瞭な形では存在しないという点である¹。多くの新興国においては、外国投資の促進と国内産業育成のバランスを取るべく、一定の分野については外国投資を禁止する等、外国資本による出資比率を制限するといった政策が採用されることが多い。これに対してミャンマーにおいては、現段階ではそのような意味での外資規制は明確な形では存在していない。

¹ 後述するように外国投資法においては、一定の事業分野において外国資本に対して出資比率を制限する定めが置かれている。しかし、外国投資法はあくまでも外国資本に対する優遇策を定めたものであり、当該法律の適用を受けるかどうかは外国投資家が自由に決めることができるというのが建前である。そのため、外国投資法に基づく外資比率の制限は、多くの新興国に見られる外国資本に対する直接的な参入障壁とは言いがたい部分がある。

その一方で、法律の運用状況等に照らせば、ある一定の事業については外国投資法の適用を受けなければ事実上ミャンマーへの参入が不可能であるという場合がある。そうした局面においては外国投資法における外資比率の制限は直接的な参入障壁と同様の意味を持つことになる。このように、ミャンマーにおいては法運用の実態（必ずしも明文と一致しない）を理解しなければ法律の実質上の意味を理解することが困難な場合が多い。

もつとも、このことはミャンマーに一切の外資規制が存在していないということを意味している訳ではない。以下に述べるように、ミャンマーにおいては一定の分野については国営企業又は国営企業との合弁形態による事業のみが認められていたり、外国資本がミャンマーにおいて会社を設立するにあたっては一定の許認可が必要となったりといった規制は存在する。これに加えて、明文上は外国投資が禁止されていない領域であっても、許認可制度の運用を通じて事実上外国投資を規制するといった実務が存在する。

近年ミャンマーは積極的に対外投資を受け入れる政策を推進しており、特に外国投資法制については新たな立法が次々に行われている状況である。こうした立法においては特に透明性や予測可能性が求められる。しかし、以下に述べるように条文が曖昧であることにより、実務レベルの対応に過度に依拠した法律の運用がなされる恐れは依然として残っており、外国投資法制をどのように運用していくかはミャンマーにおける法治主義や法の支配の確立にとっての試金石になるとみられる。

本部ではこうした外国投資法制について、最新の動向も踏まえて説明する。

第2節 外国投資法制の概観

ミャンマーにおける外国投資法制は、大きく分けて①国営企業法、会社法その他の法律や実務に基づく外国投資に関する規制、②外国投資法に基づく投資優遇策及び③特別経済地域法（SEZ法）に基づく特別経済地域への進出企業への投資優遇策の3つから構成されている。

3者の関係については、ミャンマーにおいては外国投資を広範に禁止する法律は存在しないため、外国会社に対する規制（上記①）が存在しない領域については、外国資本は自由にミャンマーに対して投資を行うことができる。これに対して、外国資本に対する規制（上記①）が存在する領域については、外国投資法（上記②）や特別経済地域法（上記③）による外国投資優遇策の結果、外国資本による投資が許されることとなる。このように外国投資法（上記②）や特別経済地域法（上記③）は、外国資本に対する優遇としての側面のみならず、外国投資が事実上禁じられる分野に風穴を開けるという機能を有している。

第2章 外資投資に対する規制

以上のとおり、ミャンマーにおける外国投資規制の全体像を理解するためには、法律や法律の運用など様々なレベルで実施されている外国投資に対する規制を理解することが出発点となる。こうした規制としては、国営企業法による規制、会社法に基づく営業許可の制度及びその運用、外国人による不動産関係権利の取得制限及び外国人による株式取得規制がある。本章ではかかる規制について概説する。

第1節 国営企業法

1989年国営企業法により、以下の分野については、国営企業又は国営企業と民間事業の合弁会社のみが事業を行うことができ、民間企業単独による事業は禁じられている。

国営企業法に基づく民間企業の事業禁止分野	
1	チーク材の伐採とその販売・輸出
2	家庭消費用薪材を除くすべての植林および森林管理
3	石油・天然ガスの採掘・販売
4	真珠・ひすいその他宝石の採掘・輸出
5	魚・海老の養殖
6	郵便・通信事業
7	航空・鉄道事業
8	銀行・保険事業
9	ラジオ・テレビ放送事業
10	金属の採掘・精錬と輸出
11	発電事業
12	治安・国防上必要な製品の生産

国営企業法に基づく規制は内資企業にも適用される（民間の内資企業も単独で上記の事業を行うことはできない。）ため、国営企業法は外国投資に関する規制ではない。しかし、内資企業であれば国営企業との合弁事業を通じてこれらの事業に参入することが外資の場合よりも運用上容易であるとされており、運用を通じて事実上の外資規制（内資優遇）が行われているのが現状であるとの評価も存在する。

第2節 営業許可（Permit to trade）

第1 法令上の規制

外国投資に関する最も代表的な規制は、会社法に基づく営業許可に関する規制である。会社法第27A条3項は、外国会社（Foreign Company）がミャンマーにおいて継続的に事業を営むためには、Permit to Trade（営業許可）を取得しなければならない旨を規定している。ここでいう「外国会社」には、ミャンマー以外の国の法律に基づき設立された会社に加え、ミャンマー法に基づき設立された会社のうち、全株主がミャンマー人である会社以外の会社、すなわち、一人でも外国人株主が存在するミャンマー法上の会社が含まれる（会社法2条2.B項）。

この営業許可は後述する外国投資法の許可（MIC 許可）とは別のものであるため、MIC 許可を取得する場合であっても別途営業許可を取得する必要がある。営業許可の取得手続と登記等の設立手続は一体化しているが、実務上は一連の手続を終えるためには6ヶ月から9ヶ月程度の時間を要するといわれている。

第2 運用上の規制

営業許可の種類は、商業、サービス業及び製造業などの種類が存在し、有効期間は5年であり、5年ごとに更新が必要となる²。外国投資との関係で重要な留意点として、現在では³運用上外資会社に対しては商業の営業許可が下りず、事実上の外資規制が行われているという点がある。

どのような事業が商業に含まれるかについては運用に委ねられているようであるが、現地の法律家にヒアリングしたところ、貿易業、流通業及び小売業などが商業に含まれるようである。

第3節 外国人による不動産関係権利の取得に係る規制

前述のとおり、不動産譲渡制限法（Transfer of Immovable Property Restriction Act）により外国人の不動産所有及び利用は厳しく制限されている（第3部 ミャンマーの物権法第5章 外国人の土地取得及び利用の制限）。

具体的には、外国人による対する不動産の譲渡⁴（不動産譲渡制限法3条）及び外国人による不動産の譲受⁵（不動産譲渡制限法4条）並びに1年を超えて外国人に不動産を賃貸したり、外国人から不動産を賃借したりすること（不動産譲渡制限法5条）が禁じられている。

条文の文言に反し、外国人が株式を保有している会社であればその保有比率にかかわらず、「外国人が保有している会社」として上記の制限が適用されるとの解釈運用がなされている。このため、外国人による不動産関係権利の取得に関する規制は、不動産を必要とする外国投資、特に製造業にとっては強力な外資規制として機能しているという実態がある。

後述するように外国投資法及び特別経済地域法は、不動産譲渡制限法の特別法として外

² 2011年11月23日の告示により従来2年間だった期間が3年間に延長されている。更に2013年2月22日に発出された通告（Announcement No.1/2013）により3年の期間が5年に延長されている。

³ 数年前までは商業についても営業許可がなされていたとのことである。

⁴ 外国人又は外国人が保有している会社に対し、不動産を、売却、贈与、担保提供その他の形で譲渡すること（不動産譲渡制限法3条）

⁵ 外国人又は外国人が保有している会社が、不動産を、売却、購入、贈与する、贈与を受ける、担保提供する、担保提供を受けるといった形で譲渡すること、またその他の形で譲渡を受けること（不動産譲渡制限法4条）

資会社による不動産の利用（具体的には長期間の不動産賃借）を認める点に最大の存在意義がある。

第4節 外国人による株式取得に係る規制

前述のとおり、ミャンマー市民が保有する株式を外国人（外資企業を含む）に譲渡することは禁止されている（第1部 会社法 第3章 株式 第3節 株式の譲渡）。これにより、ミャンマー市民から既存内資会社の株式を譲り受けることにより、営業許可による事実上の規制や不動産譲渡制限法による規制を免れることはできない。

第3章 外国投資法

第1節 外国投資法の意義及び概要

第1 外国投資法の意義

外国投資法はミャンマーへの外国投資を促進するために制定された法律であり、ミャンマー投資委員会（Myanmar Investment Commission=MIC）の許可（MIC 許可）を取得した外国投資家に対して様々な優遇措置を与えている。外国投資法は外国投資に対する規制立法ではなく、あくまでも外国投資を促進・優遇する立法であり、外国投資法の適用を受けるかどうかは外国投資家の選択に委ねられている。

しかし、前述したように、法律の運用上営業許可を取得することができない商業や工場用地として不動産の利用権を長期間にわたって確保することが必要な製造業にとっては外国投資法の適用を受けることが事実上必須となる。

第2 外国投資法の変遷

1. 現行外国投資法の全体像

旧外国投資法は当初 1988 年に制定された。その後、2012 年 11 月に現行外国投資法（本報告書においては特に断り無き限り外国投資法とは現行外国投資法を意味する。）が成立し、今日に至っている（別紙 VI-1）。

もともと、現行外国投資法においては、外国資本に開放される事業やその条件などの重要事項は下位規範である規則（Rule）や MIC の決定に委ねられていたためその全容は必ずしも明らかになっていなかった。本報告書作成の直前である 2013 年 1 月 31 日にこれらの規則類が告知され、外国投資法制の全容が明らかとなったところ

である。

2013年1月31日に公表されたのは、①外国投資規則（Foreign Investment Rule。国家計画・経済開発省告示2013年第11号、以下「外国投資規則」という。）及び②経済活動類型に関する規定（Classification of Types of Economic Activities。ミャンマー投資委員会告示2013年1号、以下「経済活動類型規定」という。）の2本の告示である。経済類型規定の英訳は別紙（別紙VI-2）を参照されたい。

2. 旧法との違い

旧外国投資法も現行法もその基本的な趣旨は外国投資の促進・優遇であり、その点は特に変わっていない。優遇措置の内容については、以下で述べるとおり、現行外国投資法によって強化されているため、この面だけに着目して外国投資家にとって有利なものとの認識がされる傾向も当初はあった。しかし、現行外国投資法においては、その優遇措置の適用を受けるための要件（すなわち、MIC許可の要件）が厳格化され、かつ、優遇措置の適用を受ける際に遵守しなければならない事項（すなわち、規制）が増加又は強化されている。このため、外国投資法の適用を受けることが事実上必須である外資企業にとっては、現行外国投資法によってむしろ規制強化となったと評価することが正当であろう。

その点に鑑みると、現行外国投資法の意図は、ミャンマーの経済開放を本格的に進めていくに当たって、近隣諸外国に比して緩やかな外資規制を一定程度強化した上で、優遇措置も同時に強化し、バランスがとれた形で外資の導入を図ろうとするところにあるといえるであろう。

第3 外国投資法の概要

1. MIC許可

(1) MIC許可の取得

外国投資法の優遇措置を受けるためには、MIC許可を取得する必要がある。MIC許可を取得するためには、所定の申請書及び添付資料をMICに提出する必要がある（外国投資法19条）。旧外国投資法下での実務であるが、MIC許可の取得には3ヶ月程度の期間を要するとされていた。現行外国投資法においては、MICは提案書受領後15日以内に提案書を受理するか拒絶するかを決定し、受理した場合には90日以内に許可をするか否かを決定するものとされているため、かかる規定が履

行される限りは、最長でも申請（提案）から105日間で許可がされることになる⁶。

なお、従前はMIC許可を取得した後に営業許可を申請することとされていたが、現行法においてはMIC許可と営業許可の申請が一体化されることになった（外国投資規則18条）。とはいえ、概念上は両者は別個の手続である。

MIC許可の有効期間は旧外国投資法の下では、最大30年であったがこれに加えて最大で10年の延長が2回可能であった。現行外国投資法の下では最大50年であるが、これに加えて10年の延長が2回可能とされている（外国投資法31条⁷）。

(2) 最低投資額制度

旧外国投資法の下では最低投資額の制限があり、製造業の場合には50万米ドル、サービス業の場合には30万米ドルの投資を行うことがMIC許可の条件であったが、現行外国投資法の下では一律の最低投資額制度は廃止されている。今後は業種や事案ごとに監督官庁からの指導により一定の投資を行うことが求められるものと思われる（その意味ではより裁量行政的な性格が強まったといえる。）。

2. 優遇措置

(1) 税制上の優遇措置

外国投資法の優遇措置には様々なものがあるが、代表的なものは税務上の優遇措置であり、所得税が5年間免除される（旧外国投資法では3年であった）ほか、MICの判断により、より長期間の租税免除や輸出入にかかる税金の免除などが追加的に認められる（外国投資法27条）。追加的な優遇措置のうち、機械、装置、設備などの輸入に係る関税等の免除は、旧外国投資法では建設期間中のみ対象であったが、事業期間に拡大されている。また、現行外国投資法では、輸出品に関するCommercial Taxの免除が新設された。このように、現行外国投資法は、特に輸出産業・製造業にとってメリットのある優遇措置を強化している。

(2) 不動産長期利用権

実務的に最も重要な優遇措置は不動産長期利用権の確保である。前述のとおり、

⁶（現行）外国投資法下では実務が若干変わることが予想されるが、本報告書執筆段階では殆ど実績が存しない。

⁷同条は直接には土地使用権の期間を定めた条項である。外国投資法においてはMIC許可自体についての期間を定めた条項は存在せず、土地使用権の期間がMIC許可の有効期間に一致すると理解されている。

不動産譲渡制限法により、外資会社は不動産に関する権利を取得することができず、賃借についても1年を超える賃借が禁止されている。これは工場用地を必要とする製造業にとっては致命的な制約となる。しかし、MIC許可を取得した場合には、上記の例外として国又は民間から長期間（MIC許可の期間内）の不動産の賃借を受けることができる（外国投資法14章、特に31条）。したがって、製造業にとってはMIC許可を取得することが事実上不可欠の状況になっている（また、運用上も製造業はMIC許可の取得を求められるのが現状である。）。MICの許可を得れば不動産の転貸、抵当権設定、売却も可能である（外国投資法17条(e)）。

(3) その他の優遇措置

このほかにもMIC許可の期間内は事業を国有化されない保証（外国投資法28条）や、外国送金に関する権利が保証される（外国投資法39条）などの優遇措置が与えられる。

3. ミャンマー人雇用義務

旧外国投資法では、ミャンマー人雇用は努力義務・訓示規定としては存在していたが、具体的な定めはなかった。現行外国投資法では、ミャンマー人の雇用が以下のとおり義務付けられている（外国投資法24条(a)及び(c)）。

- ① 非熟練労働者はすべてミャンマー人を雇用する
- ② 熟練労働者については、事業年数に応じて従業員のうち一定割合のミャンマー人の雇用確保を義務化（事業開始から2年以内に25%、4年以内に50%、6年以内に75%）

また、専門性が高い職位について、ミャンマー人と外国人の間で給与水準に差を設けてはならないとの定めも置かれている（外国投資法24条(f)）

第2節 外国投資法における投資制限事業

外国投資法の概要は第1節で述べたとおりであるが、現行外国投資法を旧法と比較した場合の最大の特徴は、事業類型ごとにMIC許可の条件が細かく定められており、様々な制限（外国資本の比率に関する制限など）が適用されることにある。実務上も極めて関心が高い。そこで、本節ではこれらの制限について概説することを試みる。

しかしながら、これには以下に述べる限界があることについてご留意頂きたい。まず、これらの事項は本報告書完成の1ヶ月ほど前に明らかになったばかりであり、十分な検討

を行う時間的余裕がなかった。また、資料の入手可能性という点についても限界があり、外国投資規則についてはミャンマー政府による英訳が公表されておらず、独自に行った翻訳に依拠せざるを得ない状況である。経済類型規定についてはミャンマー政府による英訳が2013年2月中旬に公表されているものの、我々が独自に行った英訳との間に多くの齟齬が発見されており、英訳としての信頼性には疑問が残らざるを得ない⁸。加えて、これらの規則の規定は極めて曖昧であり、ミャンマー人法律家も理解しかねる条項・表現や、相互に矛盾している条項が発見されている。

第1 規制の概観

1. 条文の全体像

旧外国投資法では、事業分野ごとに外資の出資比率を一定の割合までのみ認めるというような外資規制は設けられておらず、これが近隣諸国と比較した場合のミャンマーの外国投資法制の特徴であった。むしろ、旧外国投資法においては、外国投資家は最低でも35%以上の資本を出資しなければならないとされていた。

現行外国投資法では、事業分野に応じた外資規制を実施するための根拠規定が設けられている。具体的には以下のとおりである。

- ① 外国投資が禁止又は制限 (restricted or prohibited) される事業分野が定められた (外国投資法4条)
- ② MIC が定めた分野については外資による100%投資が可能であるとの規定 (外国投資法9条(a))
- ③ 禁止又は制限された分野においてミャンマー国民と外国人が合弁事業を行う場合には、外国人は規則で定められる外国出資金の割合で事業を行うことを提案できるとの規定 (外国投資法10条(a)(iv))

上記①により外国人が事業を行うことが禁じられる事業分野があること、上記②により外国人はミャンマー人との合弁事業を強制される事業分野があること、上記③により一定の分野については外国資本による出資割合が制限されることがそれぞれ明らかになった。なお、現行外国投資法においては、旧外国投資法で存在した外国資本の最低出資割合の規定は存在していない。

⁸ ミャンマー人法律家によれば、外国投資法に限らずミャンマー語による条文は曖昧であることが多いため、法律家も政府が発表した英訳を参照しつつ法律の意味・意図を理解するという作業を行っているようである。そのため、現段階では政府が公表した英訳が単に不正確であるのか、それとも英訳の方がミャンマー政府（又は規則）の意図をより忠実に反映しているのか判断が付きかねる面がある。

2. 制限・禁止分野

新外国投資法4条は、以下の11の事業を制限又は禁止（restricted or prohibited）された事業として規定している。

外国投資法上の制限又は禁止業種	
1	民族の伝統文化や慣習を害する事業
2	環境や生態系を害する事業
3	陸上動物、水生生物、植物、環境、花、作物、考古学的遺産、資源、河川、港湾等に影響を与えうる事業
4	国に有害・有毒廃棄物を持ち込む可能性のある事業
5	国際法上有害な化学物質を製造する又は使用する工場又は事業
6	規則で規定される国民が行うことのできるサービス・生産活動
7	臨床検査中、又は使用が認められていない技術、薬品及び用具を海外から持ち込む事業
8	規則で規定される国民が行うことができる農業並びに一年生及び多年生植物の栽培
9	規則で規定される国民が行うことができる家畜の畜産事業
10	規則で規定される国民が行うことができるミャンマーの海域における漁業事業
11	連邦政府の承認を得て行う、国境10マイル以内における投資活動

上記からも明らかなおおり、外国投資法上においては、多くの事項が規則に委ねられている。実務上は「規則で規定される国民が行うことのできるサービス・生産活動」の内容が極めて重要な意味を持つ。これを具体的に定めたのが経済類型規定である。その内容は後述するが、概要としては、①禁止される経済活動（21種類）、②合弁事業でのみ許される経済活動（42種類）及び③特定の条件を満たした場合にのみ許される経済活動に区分している。上記③はさらに3種類に区分されており、③-1「特定の官庁の推薦があった場合にのみ認められるもの」（115種類）、③-2「その他の条件を遵守する必要があるもの」（27種類）及び③-3「環境アセスメントを必要とするもの」（34種類）がそれぞれ列挙されている。

第2 外国人の参入が禁止される事業

外国人の参入が禁止される事業は以下の21種類である。特徴としては、環境に対する配慮が強く感じられる一方で、表現がかなり曖昧になっているため、法律の運用次第では外国投資に対する強い制約となること可能性があることが挙げられる。また、

電気設備の点検（14）についてはあえて禁止する理由が不明である。ヒスイ及び宝石の採取（9）についてはそもそも国営企業法で禁止されており、あえて外国投資法で禁止する必要があるのか疑問も残る。

外国人の参入が禁止される事業
1 国防のための武器・弾薬の製造及びこれに関連するサービス
2 環境、森林破壊、宗教的な場所、伝統的な進行等を破壊する経済活動
3 化学肥料法、種苗法、その他農業関連法に違反する製造業及び農業
4 海外から輸入した廃棄物を利用した工場の設置
5 ウィーン条約及びモントリオール議定書に規定するオゾン層破壊物質の製造
6 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約により禁止されている有機物質の製造
7 海外から中古工場や中古設備を輸入する経済活動で環境保護法及び規則等で禁止された周辺の環境に影響を及ぼすような危険物質を製造する経済活動 ⁹
8 自然林の保護及び管理
9 ヒスイ及び宝石の試掘、探掘、生産
10 中小規模の鉱物生産
11 アスベストを含む建築資材の製造及び販売
12 電気配電網の管理
13 電気の取引
14 電気設備の点検サービス
15 環境や健康汚染につながる MTBE 及び TEL の使用及び輸入
16 公衆衛生に影響を与える土壌、水質、大気汚染の原因となる有害な物質、鉱物、光線、騒音、粉塵等を発生させる経済活動
17 川などでの金を含む鉱物資源の採掘
18 航空交通管制サービス
19 航海交通管制サービス
20 印刷業とメディア事業の一体運営
21 ミャンマー語を含む固有の言語での雑誌などの印刷及び出版

※ これらの翻訳にあたっては公定訳と独自に行った翻訳の双方を参照したうえで、適宜表現を簡略化している。そのため、上記の記載は原文と完全に一致している訳ではない。繰り返しになるが、この点は留意されたい。

第3 ミャンマー国民との合弁事業が強制される事業

⁹ 公定訳では前半部分（海外から中古工場や中古設備を輸入する経済活動）が抜けている。

1. 合弁が強制される事業

外国人の単独参入が禁止される事業は以下の42種類である。特徴としては、菓子類、飲料類などの製造販売、プラスチックやゴム製品の製造など既にミャンマー内資企業が従事している事業が合弁事業強制の対象となっていることが挙げられる。また、外国投資家の関心が強い不動産開発も対象となっている。

ミャンマー国民との合弁事業が強制される事業	
1	ハイブリッド種の製造及び販売
2	高収量種及び固有種の製造及び販売
3	ビスケット、ウエハース、麺、マカロニ、ベルミセリ、スパゲッティ等穀物加工食品の製造及び販売
4	あめ、ココア、チョコレートなどを含むあらゆる種類の菓子類の製造及び販売
5	牛乳及び乳製品以外の食品の貯蔵、製造、缶詰及び販売
6	麦芽及び麦芽アルコール飲料ならびにその他の醸造品の製造及び販売
7	蒸留酒、アルコール飲料及び清涼飲料の蒸留、生産、精製及びボトリングなど
8	氷の製造及び販売
9	精製された飲用水の製造及び販売
10	綿製の織物用糸の製造及び販売
11	エナメル製品、刃物類、陶器類の製造及び販売
12	プラスチック製品の生産及び販売
13	ゴム及びプラスチックの製造
14	包装事業
15	合成皮革以外の皮革原料の加工及び履物やハンドバッグなどを含む製品の製造及び販売
16	各種紙製品の製造及び販売
17	カーボン紙、ろう紙及びトイレットペーパーを含む紙製品、段ボール製品の製造及び販売
18	国内の天然資源を利用した化学製品の製造及び販売
19	可燃性物質、液体、ガス及びエアロゾル（アセチレン、ガソリン、プロパン、ヘアスプレー、香料、デオドラント及び殺虫剤）の製造及び販売
20	酸化物（オキシジェン及び水素ジェン）及び圧縮ガス（アセトン、アルゴン、水素ジェン、窒素ジェン及びアセチレン）の製造及び販売
21	腐食性化学品（硫酸及び硝酸）の製造及び販売
22	気体・液体及び固体を含む産業用ガスの製造及び販売
23	薬品原料の製造及び販売

- | | |
|----|--|
| 24 | ハイテクを利用したワクチンの製造 |
| 25 | 産業用及び金属鉱物資源の探査及び試掘 : 国営企業法との関係 |
| 26 | 大規模鉱物生産 |
| 27 | ビル及び桁建設に使用する組み立て式鉄骨フレーム並びに成形用コンクリートの製造 |
| 28 | 橋脚、高速道路、地下鉄網などの鉄道・道路網の建設 |
| 29 | 国際水準のゴルフコース及びリゾート施設の開発 |
| 30 | 住宅用アパート・コンドミニアムの建設、販売及び賃貸 |
| 31 | オフィスビル及び商業ビルの建設及び販売 |
| 32 | 工業地域に隣接した住宅地区での居住用アパートの建設、販売及び賃貸 |
| 33 | 一般大衆向け住宅の建設 |
| 34 | ニュータウンの開発 |
| 35 | 国内線航空サービス |
| 36 | 国際線航空サービス |
| 37 | 乗客及び貨物用水上運送サービス |
| 38 | ドックでの船舶の建設及び修理 |
| 39 | コンテナデポの建設を通じたポートサービス及び倉庫業 |
| 40 | 客車及び貨車エンジンの製造 |
| 41 | 民営の専門病院及び伝統医療病院 |
| 42 | 旅行業 |

※ これらの翻訳にあたっては公定訳と独自に行った翻訳の双方を参照したうえで、適宜表現を簡略化している。そのため、上記の記載は原文と完全に一致している訳ではない。繰り返しになるが、この点は留意されたい。

2. 合弁事業の外資出資割合

合弁事業が強制される場合には外資が出資可能な割合が問題となるが、この点については、禁止又は制限された分野においてミャンマー国民と外国人が合弁事業を行う場合には、外国人は規則で定められる外国出資金の割合で事業を行うことを提案できるとの規定（外国投資法 10 条(a)(iv)）が外国投資法に存在する。

これを受けて外国投資規則には、制限又は禁止される（restricted or prohibited）投資事業に関してミャンマー市民との間で合弁事業が営まれる場合には、外資の出資比率が 80%を超えてはならないことが規定されている（外国投資規則 20 条）。

第4 特定の条件の下で外国人の参入が可能な事業

前述のとおり、特定の条件の下で外国人が参入できる事業はさらに3種類に区分されており、③-1「特定の官庁の推薦があった場合にのみ認められるもの」(115種類)、③-2「その他の条件を遵守する必要があるもの」(27種類)及び③-3「環境アセスメントを必要とするもの」(34種類)がそれぞれ列挙されている。ここでは全てを列挙しないが、詳細は別紙VI-2を参照されたい。以下では特徴的な点をいくつか列挙するとどめる。

1. 特定の官庁の推薦があった場合に認められるもの

これらの類型については都度監督官庁との交渉が必要となり、その際にどのような追加的な条件や義務を課されることになるかという点が今後実務上の関心事項となるであろう。

例としては、製造業については、工業省の推薦が必要な事業に分類されるとともに一定の条件を付されているものがある。例えば、飲料の製造については一定の国内原料使用条件が付されており(項目5-2)、塗料等の製造については外資比率の上限は70%とされている(項目5-8)。また、外国からの輸入原料を用いる化学品の製造については一定の限定された期間のみ許可が行われる取り扱いとなっている(項目5-10)。

2. その他の条件を遵守する必要があるもの

その他の条件の例としては、一定の基準(国際的な基準等)に従うことや、一定の質・グレード以上の事業運営を行うこと、既存の内国資本に対する一定の配慮及び一定の外資出資割合以下とすることなどが挙げられる。

例えば、ホテル業については、3つ星クラス以上の場合には外資100%での参入が可能とされているが、それ未満の場合には合弁事業が強制される(項目17)。また、スーパーマーケット・デパートなどのリテール事業については、内国資本の既存店舗から距離が離されていることや店舗の大きさなどについて制限が課されている。なお、リテール事業が合弁事業で行われる場合には内国資本が最低40%参加しなければならない(項目19)。

第3節 今後の課題

外国投資法の概要は以上のとおりであるが、いくつかの課題があるように思われる。

まず、条文が曖昧であるため、今後更に確認・検証が必要な事項が散見されることである。例えばスーパーマーケット・デパートなどのリテール事業については上記の規定(項

目19)がある一方で、別の箇所(20、21、25及び26)にも別途の条件を記載した記述があり、どの条件が適用されるのかが一見して不明確である。また、リテール事業の項目19番では、「合弁事業で行われる場合には」内資が40%参加することが条件となっているが、外国資本100%での事業が可能であるかについては必ずしも判然としない¹⁰。

また、外国投資法の許可を求めるかどうかは外国投資家の判断次第であるが、上記のとおり今般多くの経済活動(製造業のみならずサービス業も含む)について制限や条件が付されたことに伴い、特にサービス業については外国投資法の許可をあえて求めないという動きが生じることも予想される。しかし、そのような場合に会社の設立・営業許可が機動的に行われるかという点は予断を許さないようにも思われる。すなわち、会社設立にあたり外国投資法と同様の制限を付されたり、外国投資法の申請を強制されたりする可能性もあるように思われる。

第4章 特別経済地域法

前述のとおり、外国投資法は外国資本に対する優遇策としての側面のみならず、外国投資が事実上禁じられる分野に風穴を開けるという機能を有している。特別経済地域法もこれと類似した機能を有している。違いは外国投資法がミャンマー全土にわたって適用されるのに対して、特別経済地域法は特定の指定された地域(特別経済地域)にのみ適用されるという点である。

第1節 特別経済地域法の変遷

ミャンマーにおいては2011年制定のミャンマー特別経済地域法(The Myanmar Special Economic Zone Law)とダウェイ特別経済地域法(The Dawei Special Economic Zone Law)という2つの法律が既に存在するが、両者の内容は殆ど共通している。しかし、特別経済地域の開発ははまだ始まっておらず、これらの法律には運用実績は存しないという状況である。

かかる状況下、ミャンマー特別経済地域法の改正が進められており、2013年3月初旬に改正法案が国会に提出された。これは日本が進めるティラワ地区の開発を念頭に置いたものであり、ティラワ地区の開発は改正法を元に進められることが予想されている。本章ではかかる改正法案の概要を説明する。

¹⁰ ミャンマー人法律家に確認したところミャンマー語では「合弁事業で行われる場合には (if conducted in joint venture)」となっており、文理解釈からすれば外資100%も許容しているように読めるとのことであった。しかし、別紙V-2に添付したミャンマー政府の英訳では「At least 40% local investment must be included in joint-venture」となっており原文にある「If conducted in joint venture」の要素が抜け落ちている。これが翻訳の不正確さによるものなのか、背後に何らかの政策的意図があるものなのかは不明である。

第2節 特別経済地域法の概要

第1 特別経済地域法の特徴

特別経済地域法の最大の特徴は、特別経済地域（SEZ）においては、他の法律（例えば、外国投資法、前述した外国投資に対する様々な規制、輸出入や為替管理に関する規制及び労働法など）に優先して適用されるという点にある。また、後述するように法律の運用上、政府が極めて強い裁量を有している。このため、特別経済地域においては相当に柔軟性の高い投資環境を整備することが可能となっている。この点は現行法も改正法案も同様である。

第2 主な内容

1. 会社設立・営業許可

会社の設立（及びこれに伴い必要となる営業許可）については、管理委員会（Management Committee）という組織の承認が必要とされている。管理委員会の承認さえ得られればMICやその他の組織の承認・許可等は不要であることから、迅速かつ柔軟な対応がなされることが期待される。

2. 不動産長期利用

特別経済地域法の下でも不動産の長期利用が認められる。法案によれば、外国投資家は不動産について50年間の賃借が可能であり、管理委員会が認めた場合には更に25年の延長が認められる。

3. 労働法制

法案によれば、専門・熟練技能職は、事業開始後2年以内に25%以上、4年以内に50%以上、6年以内に75%以上のミャンマー国民を雇用する義務があり、非熟練労働者は、ミャンマー国民のみ雇用することができるとされている。また、最低賃金、休暇その他の労働条件については管理委員会が調整を行うとされている。

4. 通関

改正法案の最大の特徴が税関・通関等に関しての特別なルールが設けられたこと

である。法案では特別経済地域を自由地域（Free Zone）と振興地域（Promotion Zone）に区分され、前者については通関上はミャンマー国外と同じ扱いとする（したがって、関税等は発生せず、通関についても簡易な手続で足りる）ことを企図しているように見受けられる。

第5章 まとめ

以上によれば、ミャンマーにおける外国投資のルートは大きく分けて4つあることになる。

- ① 会社法に基づき営業許可を受けて会社を設立するルート
サービス業などがこのルートを用いることができる
- ② 外国投資法に基づく MIC 許可を受けたうえで会社を設立するルート
この場合でも会社法に基づく営業許可の取得は必要となる
サービス業、製造業など多くの業種がこのルートを用いることができる
- ③ 国営企業法により規制される事業について、国営企業との合弁事業など特殊な条件を満たしたうえで参入する場合
- ④ 特別経済地域法に基づき管理委員会の許可を受けたうえで会社を設立するルートである。
サービス業、製造業など多くの業種がこのルートを用いることができる
特別経済地域の指定や開発が行われるまでは利用できない

以上をまとめると以下の図のとおりとなる。

【4つの外国投資ルート】

